

## 関係団体ヒアリング資料

1．全国簡易水道協議会	1
2．社団法人日本水道協会	4
3．財団法人給水工事技術振興財団	5
4．社団法人全国上下水道コンサルタント協会	16
5．社団法人日本水道工業団体連合会	19
6．財団法人水道技術研究センター	22
7．全日本水道労働組合	27
8．全日本自治団体労働組合	39

水道ビジョン検討会ヒアリング参考資料

1 水道統計・全国簡易水道統計関係

水道の種類別箇所数等（13年度末）

- ・水道用水供給事業 111
- ・上水道 1,956
- ・簡水 8,790（公営 7,487、その他 1,303）

簡水の箇所数の推移（13年度末）

昭45	昭50	昭55	昭60	平2	平7	平12	平13
14,021	13,219	12,148	11,303	10,546	9,828	8,979	8,790

簡水の新設・廃止の状況（11～13年度）

	前年度 箇所数	新設	廃止				今年度 箇所数
			上水に統合	簡水に統合	その他	計	
11年度	9,370	65	129	89	23	241	9,195
12年度	9,195	78	129	154	12	295	8,979
13年度	8,979	69	131	105	36	272	8,790

給水人口・1施設当たり給水人口（13年度末）

1) 上水道

- ・給水人口 : 116,069 千人
- ・1施設当たり給水人口 : 59,344 人

2) 簡水

- ・給水人口 : 6,334 千人
- ・1施設当たり給水人口 : 721 人

計画給水人口と現在給水人口・職員数(13年度末)

	計画給水人口	現在給水人口	割合	職員数
上水道 平均	66,606	59,344	89.1%	30
100万人以上	2,815,954	2,686,051	95.4	1,449
50～100万人未満	750,130	687,240	91.6	336
25～50万人未満	379,887	345,241	90.9	171

10～25万人未満	169,620	149,950	88.4	70
5～10万人未満	79,484	68,638	86.3	31
3～5万人未満	44,552	38,188	85.7	18
2～3万人未満	29,152	24,033	82.4	11
1～2万人未満	17,112	14,149	82.7	7
5千～1万人未満	9,181	7,319	79.7	4
5千人未満	7,042	3,516	49.9	3
簡水平均	970	721	74.3	0.6

注) 割合が低くなっているのは、人口の減によるものと思われる。

### 管路延長(13年度末)

1) 上水道 : 1事業当たり管路延長 282,292m  
(現在給水人口当たり 4.8m)

うち100万人以上の1事業当たり管路延長 6,627,883m  
(現在給水人口当たり 2.5m)

2) 簡水 : 1事業当たり管路延長 12,557m  
(現在給水人口当たり 17.45m)

注) 管路延長は、導水、送水、配水管の合計延長

### 簡水の浄水施設の種別(13年度末)

全国	消毒のみ	緩速ろ過	急速ろ過	膜ろ過	その他
100.0%	53.4%	21.9%	23.3%	1.1%	0.3%

## 2 簡易水道事業に対する地方公営企業法適用に関するアンケート調査報告書 (抜粋)

### <集計対象の概況>

#### 集計対象の概況

- ・ 回答市町村数 1,718
- ・ 同 人口 35,584,811人
- ・ 簡易水道施設数 6,721
- ・ 同 現在給水人口 5,347,089人
- ・ 1市町村平均給水人口 3,112.4人
- ・ 1市町村平均簡易水道施設数 3.91施設
- ・ 1施設平均給水人口 795.6人

過疎指定 : 有 924 ( 56.3% )  
           無 716 ( 43.7% )  
 上水道事業の有無 : 有 751 ( 44.3% )  
                     無 943 ( 55.7% )  
 過疎指定有の市町村 : 上水道 有 229(24.8%)  
                           無 694(75.2%)  
 過疎指定無の市町村 : 上水道 有 492(69.3%)  
                           無 218(30.7%)

< 財務状況 >

上水道事業有 : 670 市町村  
                   無 : 897 市町村  
 上水道と簡易水道併せて企業会計 : 259 市町村 ( 16.5% )  
 簡易水道企業会計 : 48 市町村 ( 3.0% )  
                           うち上水道事業有 18 市町村  
 簡易水道特別会計 : 1,260 市町村(80.4%)  
                           うち上水道事業有 393(25.1%)  
                           無 867(55.3%)  
 上水道事業のない簡易水道特別会計で  
 全部の簡水を1つの会計 : 786 市町村(87.6%)

< 地方公営企業法の見通し >

	過疎あり(%)	過疎なし(%)	合計(%)
(1) 近く適用の予定	8 (1.0)	6 (1.0)	14 (1.0)
(2) 統合等の施設整備終了後	26 (3.2)	87 (15.1)	113 (8.1)
(3) 行政全般の動向に合わせて検討	132 (16.1)	62 (10.8)	194 (13.9)
(4) 早期には困難	329 (40.2)	214 (37.2)	543 (38.9)
(5) 将来ともに困難	292 (35.6)	150 (26.0)	442 (31.7)
(6) その他	32 (3.9)	57 (9.9)	89 (6.4)
合計	819 (100.0)	576 (100.0)	1,395(100.0)

< 経営・管理上の問題点 >

過疎化による施設過大 : 115(5.2%)  
 区域拡大・人家散在で給水効率低い : 847(38.5%)  
 水質悪化対応の管理高度化が困難 : 159(7.2%)  
 経営効率化の投資費用の回収困難 : 711(32.3%)  
 上水と統合すると上水経営悪化 : 158(7.2%)  
 その他 : 208(9.5%)

# 水道ビジョン検討会に対する見解

社団法人 日本水道協会

## 1 水道事業経営の安定化に向けて

### 背景

人口減、水需要構造の変化  
水道施設更新期の到来、水質管理体制の強化等による財政需要の増大  
少子高齢化社会到来による負担能力の減少  
水道施設の高度化  
水道専門技術者の不足  
小規模経営による脆弱な財政基盤

### 対応策

市町村経営原則の見直しによる広域化の促進  
事業統合の推進  
給水区域を越えた施設の合理的配置と共同建設、共同管理  
公・民の協力体制による第三者委託  
水道技術、技能の維持向上のための人材確保、養成  
広域化ガイドラインの策定、広域化支援策の強化等による国の政策誘導

## 2 合理的な水管理体制に向けて

### 背景

利水実態に合わない水利権問題  
水道事業者の対応が困難な原水水質汚濁問題  
不十分な水環境、水循環問題  
未規制地下水利用による水道事業への影響  
グローバル化する水問題

### 対応策

水行政の一元化による下記事項等への対応

- ・時代の変化に対応した合理的な水利権制度の構築
- ・抜本的な原水水質汚濁問題への対応
- ・水環境、水循環問題への対応
- ・地下水管理、利用制度の整備
- ・水問題への国際貢献

平成15年12月19日

## 水道ビジョン検討会に対する要望

財団法人 給水工事技術振興財団  
専務理事 入江登志男

1. 平成8年水道法改正による水道の指定店制度改正と課題
  - (1) 改正の概要
  - (2) 規制緩和による指定店の増大の影響
  - (3) 管工事組合加入率低下と市民サービス低下の危惧
  - (4) 給水装置の配管技能者の位置づけの不明確さ
  - (5) 給水装置工事主任技術者資格の更新制（一度とれば永久資格）
2. 今後の解決策
  - (1) 指定店への災害・事故等緊急時の対応義務化による  
管工事組合の組織健全化と市民への給水サービスの維持向上
  - (2) 配管技能者の位置づけの明確化による  
指定店の技術力保持・強化
  - (3) 主任技術者の更新制導入又は定期的研修の義務付け

( 1 ) 平成 8 年水道法改正による指定店制度改正の概要

改正前	改正後
指定店制度 各水道事業者による指定店の 指定要件がまちまちだった	水道法に基づく全国統一的な指定要件とする ・ 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を おくこと ・ 厚生省令で定める機械器具を有すること
人的要件 責任技術者	給水装置工事主任技術者
配管技能者	適切な技能を有する者の従事
各水道事業者が試験・講習会を 実施。但しそのレベル・内容は まちまち	・ 給水装置工事の技術者の資格を法律に 基づく国家資格として統一化 ・ 配管技能者についてはダクティル鑄鉄管 の分岐穿孔技能に着目して講習会を実施 既存の技能者については認定協議会で認定

( 2 ) 水道指定店数の増加状況 ( 厚生省水道整備課平成 1 2 年 1 月調べ )

調査対象：上水道の全部と簡易水道の 1 割の抽出箇所

	平成 1 0 年 3 月以前		平成 1 1 年 9 月現在	
	区域内	区域外	区域内	区域外
上水道 ( 1944 ) 計	40,020	3,775	52,740	50,192
簡易水道 ( 895 )	5,560	2,394	7,505	12,260
合計	45,580	6,169	60,245	62,452

( 3 ) 管工事組合加入率の実態調査結果

当財団が平成 1 4 年度から三カ年の継続研究をしている「水有効利用のための給水システム構築に関する研究」の一環として実施した、5 万人以上の水道事業者に対するアンケート調査の結果によると、回答があった 2 1 0 事業者について、指定工事店の管工事組合への平均加入率は 2 8 . 4 % となっている。

2000年3月9日

福山市指定給水装置工事事業者 様

福山市水道企業管理者  
(給水課)

「給水装置標準設計施行事務取扱要綱」の改正について(通知)

みだしのことについて、別紙のとおり改正しましたので通知します。  
なお、給水装置工事の施工にあたり、下記の事項について留意してください。

記

1 分岐工事施工者

現在、分岐工事は配水管が塩化ビニル管以外の場合、管理者が施工していますが、改正により、すべての管種において、指定給水装置工事事業者に所属し、「適切に作業を行う事ができる技能を有する者」が管理者の立会いのうえで施工することとなります。

2 技能を有する者とは

既存の「福山市せん孔資格者」及び「財団の給水装置配管技能講習修了者」をいいます。

上記以外の者で施工を申し込まれる場合は、財団の技能講習の内容に準じ、技能の有無を確認させていただきます。

なお、福山市のせん孔資格者認定講習は廃止しますので、財団の講習会を活用してください。

3 立会いについて

分岐工事の施工の際、局職員が立会います。

水圧テストを行い、漏水のないことを確認の上、せん孔を行ってください。

水圧テストの記録を保存し、求めに応じて提出してください。

4 指定給水装置工事事業者の準備

技能を有する者を有し、指定給水装置工事事業者でせん孔工事を実施する場合は、配水管布設工事に伴う給水管切替え工事と同様に以下の物を準備する。

(1) 水道用手動せん孔機又は、水道用自動せん孔機

(2) 鋳鉄用ドリル

(3) 防食コア挿入の為挿入機又は挿入棒

(4) 割丁字管を使用する場合は、動力式もしくは手動式不断水せん孔機

※指定給水装置工事事業者が準備できない場合

①他の指定給水装置工事事業者に依頼する。

②メーカーに依頼する。

③水道局に依頼する。

5 実施日

2000年4月1日

給水装置工事配管技能者の位置付け (例) ②広島市の場合

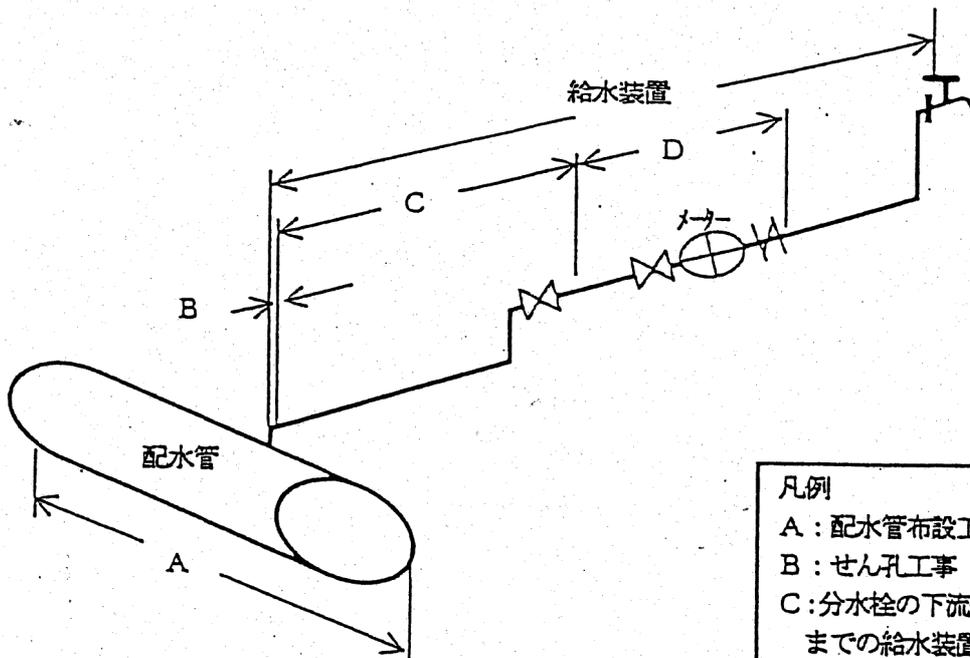
(広島市水道局指定給水装置工事事業者規程)

広島市における技能を有する者

	資格	施工範囲	
配水管工事を施行する場合	広島市旧配管工	A	
	配水管工技能者講習会修了者 (日水協)	A	
	日本ダクタイル鉄管協会の講習修了者 (他都市の修了者はその都度確認する)	A	
配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合	広島市旧配管工	B・C・D	
	(財) 給水工事技術振興財団	B・C・D	
	給水装置工事配管技能者講習会		・標準講習修了者 ・穿孔のみ講習修了者
	給水装置工事配管技能者認定協議会		・給水装置工事配管技能者認定書交付者
	職業能力開発促進法に規定する配管技能士 (建築配管作業) (国家資格)	・一級 ・二級 ・三級	D (Cについても平成15年度から施工を認める)
職業訓練校の配管課程修了者	広島県立広島高等技術専門校には課程がない	C・D	

注意

建設省の施工管理技士 (管工事) は実技試験を実施していないため、技能を有する者として認めない。



- 凡例
- A : 配水管布設工事
  - B : せん孔工事
  - C : 分水栓の下流側から止水栓までの給水装置工事 (せん孔工事は含まない)
  - D : 止水栓の下流側からメーターまでの給水装置工事

## 給水装置工事に関わる技術者・技能者の活用例

### 給水装置の第三者への管理委託関係資料

#### 水道施設と給水装置の第三者への管理委託制度の比較表

事項	水道施設管理の第3者委託	給水装置管理の第3者委託
根拠	改正水道法第24条の3 政令第7条第1号	改正水道法第24条の3 政令第7条第2号
必須要件	受託者の要件 (受託要件は、受託業務を行うに 足りる経理的及び技術的基礎を有 すること、政令第8条) 受託水道業務技術管理者 (資格要件は水道技術管理者と同 等、政令第9条)	受託者の要件 同左  受託水道業務技術管理者 同左
関連する 資格制度	水道施設管理士(新設民間資格) 浄水部門 管路部門 1級(試験) 1級(試験) 2級(試験) 2級(試験) 3級(講習会) 3級(講習会)	給水装置工事主任技術者(既存国家資格) (国家試験及び経過措置講習会修了者)  給水装置工事配管技能者(既存業界資格) (給水財団講習会修了者、認定協議会の認 定する水道事業体の試験・講習会合格者)
関連する 審査委員会	新規の審査委員会	給水装置工事配管技能者認定協議会(既設)

## ( 参考 )

### ( 財 ) 給水工事技術振興財団の概要

#### 1 . 設立の趣旨

水道法の一部改正(平成 8 年 6 月 26 日)によって、従来水道事業者ごとに区々であった給水装置工事事業者の指定要件が全国統一的なものに明確化され、その人的要件に係る「給水装置工事主任技術者」の国家資格が新たに設けられました。

当財団は、この国家資格を取得するための試験の指定試験機関として業務を行うほか、給水装置工事に関する技術者・技能者の養成や技術の調査研究・開発を行うことを目的として、平成 9 年 3 月 3 日に厚生大臣の許可を得て設立されました。

#### 2 . 事業の概要

財団では、次のような事業を実施しています。

- ( 1 ) 給水装置工事技術の普及に関する事業
- ( 2 ) 給水装置工事技術者の養成及び訓練に関する事業
- ( 3 ) 給水装置工事主任技術者試験の実施に関する事業
- ( 4 ) 給水装置工事技術の開発に関する事業
- ( 5 ) 給水装置工事技術の記録及び保存に関する事業
- ( 6 ) 海外の給水装置技術の調査及び研究に関する事業
- ( 7 ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

#### 3 . 給水装置工事配管技能者認定協議会

過去に水道事業者又は日本水道協会支部から資格を取得している配管技能者について、当財団が実施している配管技能者講習会と同等又は同等以上の講習課程等により資格を取得したか否かを認定するため、独立的な機能を持った「給水装置工事配管技能者認定協議会」が平成 1 2 年 6 月に設置され、認定作業が進められています。財団はその事務局をつとめています。

認定された既存資格者には、希望に応じて認定証が交付されます。

## 国家試験合格者及び経過措置講習会修了者数

(単位：人)

項目	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	計
国家試験 合格者数	9,984	13,774	13,231	10,834	7,527	8,546	8,805	72,701
経過措置講習会 修了者数	61,495	93,731	682	-	-	-	-	155,908
計	71,479	107,505	13,913	10,834	7,527	8,546	8,805	228,609

## 国家試験実施の推移

(単位：人)

実施年度	申込者数	受験者数	合格者数	合格率
平成9年度	19,836	17,549	9,984	56.9%
平成10年度	33,504	29,921	13,774	46.0%
平成11年度	37,623	33,471	13,231	39.5%
平成12年度	33,225	29,295	10,834	37.0%
平成13年度	28,636	24,961	7,527	30.2%
平成14年度	28,365	24,447	8,546	35.0%
平成15年度	28,061	24,061	8,805	36.6%
計	209,250	183,705	72,701	39.6%

## 給水装置工事配管技能者講習会の推移

(単位 人)

開催年度	受講者数			計 (開催地数)
	全国標準講習 (開催地数)	分岐穿孔のみの講習 (開催地数)	全国標準講習・ 地域オプション講習 (開催地数)	
平成 10 年度 ( 試 行 )	2 3 4 ( 1 )		1 1 0 ( 1 )	3 4 4 ( 2 )
平成 11 年度	3 , 8 9 3 ( 4 4 )		2 9 1 ( 3 )	4 , 1 8 4 ( 4 7 )
平成 12 年度	2 , 0 0 1 ( 2 9 )	1 , 7 9 8 ( 2 4 )	3 0 4 ( 6 )	4 , 1 0 3 ( 3 7 )
平成 13 年度	1 , 3 6 7 ( 2 7 )	4 5 5 ( 2 0 )	3 3 7 ( 5 )	2 , 1 5 9 ( 3 2 )
平成 14 年度	1 , 3 8 0 ( 3 0 )	6 4 3 ( 2 1 )	2 7 7 ( 3 )	2 , 3 0 0 ( 3 2 )
合 計	8 , 8 7 5 ( 1 3 1 )	2 , 8 9 8 ( 6 5 )	1 , 3 1 9 ( 1 8 )	1 3 , 0 9 0 ( 1 5 0 )

(注) 開催地数は「全国標準講習」と「分岐穿孔のみの講習」とを同時開催している場合であっても、それぞれの開催地数として重複計上しているため、集計数と計の数とは必ずしも一致しない。

## 給水装置工事配管技能者認定証交付実績

平成15年11月30日現在

項目	13年度	14年度	15年度	合計
認定証交付数	5,564	8,540	5,068	19,172

## 給水装置工事主任技術者研修会実施結果

平成13年度 開催地	平成14年度 開催地	平成15年度 開催地
東京会場 (読売ホール)	広島会場 (広島県情報プラザ)	福岡会場 (ホテルセントラーザ博多)
仙台会場 (宮城県民会館)	名古屋会場 (愛知県産業貿易館西館)	高松会場 (高松市上下水道工事業協同組合)
大阪会場 (府立青少年会館)	札幌会場 (北海道建設会館)	福井会場 (福井県民会館)
受講者合計 320名	受講者合計 351名	受講者合計 300名(予定)

注) 現行の技術者等の研修受講奨励の規定

水道法施行規則第36条(事業の運営基準)第1項第4号

給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

平成 14 年度厚生労働科学研究事業：水利用のための給水システム構築に関する研究による「給水装置における事故事例等の実態調査集計結果」（抜粋）

指定給水装置工事業者の指定、所属団体

各事業体が指定している指定給水装置工事業者及び所属団体（管工事業協同組合、日本空調衛生工業会、その他の団体、未加盟に区分）について集計した。（表 18）

表 18 指定給水装置工事業者数及び所属団体（ ）回答数

指定給水装置工事業者		事業者数	
		(260)	44,440
指定給水装置工事業者の所属団体	管工事業協同組合	(210)	11,341
	日本空調衛生工業会	(12)	239
	その他の団体	(39)	2,064
	未加盟	(88)	9,445

ア．指定給水装置工事業者の数

各事業体が指定している指定給水装置工事業者の数は、事業体の規模によって大きく異なっている。このため、各事業体毎に 1 事業者当りの給水戸数を算出した。その結果、1 事業者当り 200 戸台が 66 事業

体で一番多く、次が 300 戸台で 39 事業体、400 戸台が 34 事業体、100 戸台が 32 事業体と続いている。給水戸数が多い事業体としては 1000 戸台が 19 事業体、2000 戸が 1 事業体となっている。

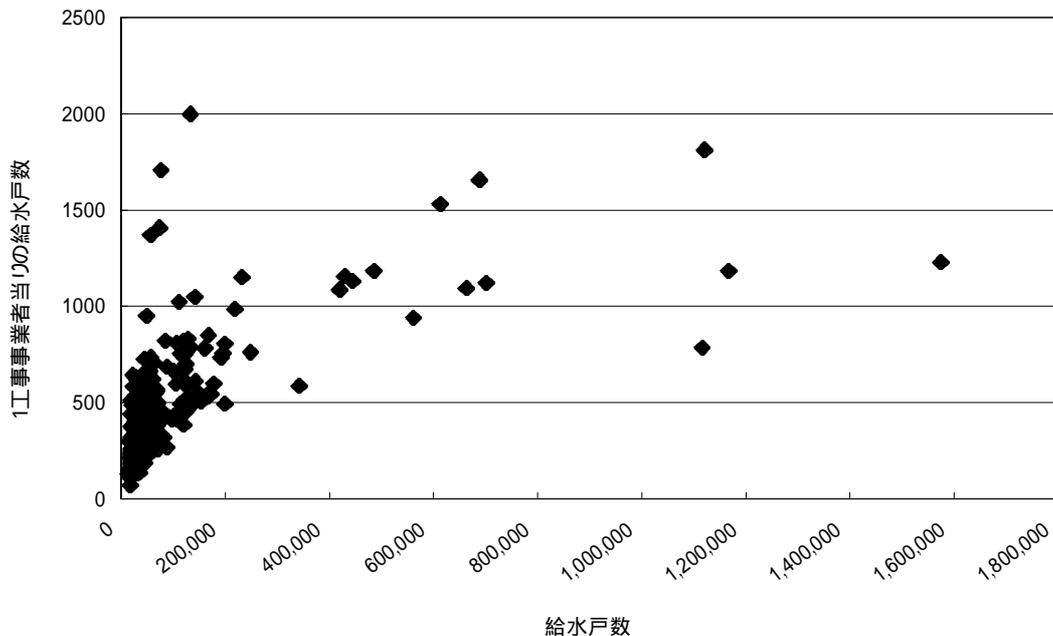


図 14 指定給水装置工事業者数と給水戸数の関係

また、1 工事業体当りの給水戸数と給水戸数との関係では、給水戸数が 20 万戸以下の事業体で

1 工事業業者当たり 800 戸程度以下付近に集中している。これに比べ 20 万戸以上の事業体ではかなり分散していることがわかる。(図 14)

#### イ．指定給水装置工事業業者の所属団体

指定給水装置工事業業者の所属団体として、管工事業協同組合、日本空調衛生工業会、その他の団体、未加盟の 4 区分で回答を求めたが、管工事協同組合以外は、回答が少なかった。

管工事業協同組合は、ほとんど事業体単位に設立されているが、指定給水装置工事業業者の組合への加入率は回答事業体平均で 28.4% (管工事協同組合への加入数記入欄が空白になっているものは除いて算定) となっている。加入率が低い要因としては、

- ・ 指定給水装置工事業業者制度の変更により、当該事業体が指定した工事業業者が必ずしもその事業体に関わる管工事協同組合に加入しているとは限らないこと。
- ・ 組合に加入しようとする工事業業者が減少していること。

などが考えられる。

また、組合加入率と給水戸数との関係は、給水戸数 20 万戸以下での組合加入率はかなりのばらつきがあるが、30 万戸以上では概ね 20%から 60%の範囲にある。(図 15)

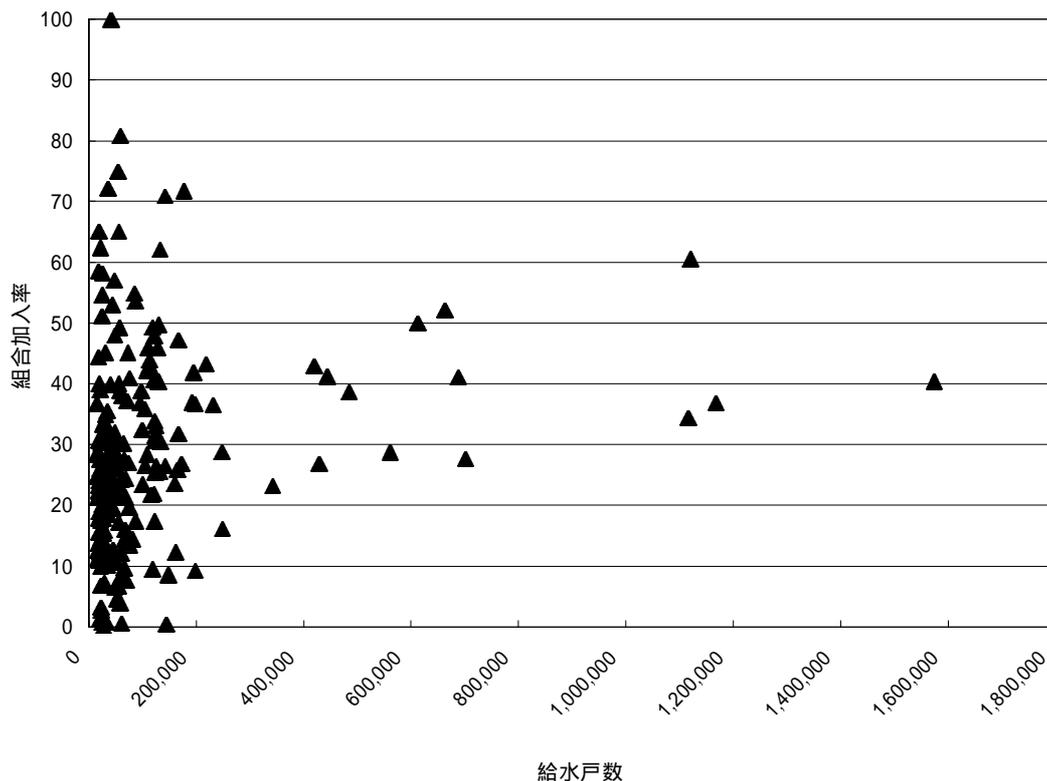


図 15 組合加入率と給水戸数との関係

# 「水道ビジョン検討会」への提言

平成 15 年 12 月 19 日

社団法人 全国上下水道コンサルタント協会

## 1. 水道広域化・統合施策について

「水道広域化計画策定・実施、実施状況のモニタリング、ならびに定期的な見直し」について、関係機関の役割分担を含めた制度化を施策として提言します。

(背景・理由)

水道整備基本構想、広域的水道整備計画は、増大する水需要に対応するため、施設整備の効率化を主な目的として昭和 52 年に制度化されたものである。今後は、人口減少（収益減）が予想されているなかで、老朽化施設更新・水質管理の高度化・環境配慮等といった給水収益に結びつきにくい事業が求められている。そのためには、財政基盤や技術基盤の強化を図っていくことが必要であり、その方策のひとつとして広域化・統合が求められている。

(方策)

広域化計画・実施について

広域化の特に計画段階において、新たな視点として考慮すべき事項。

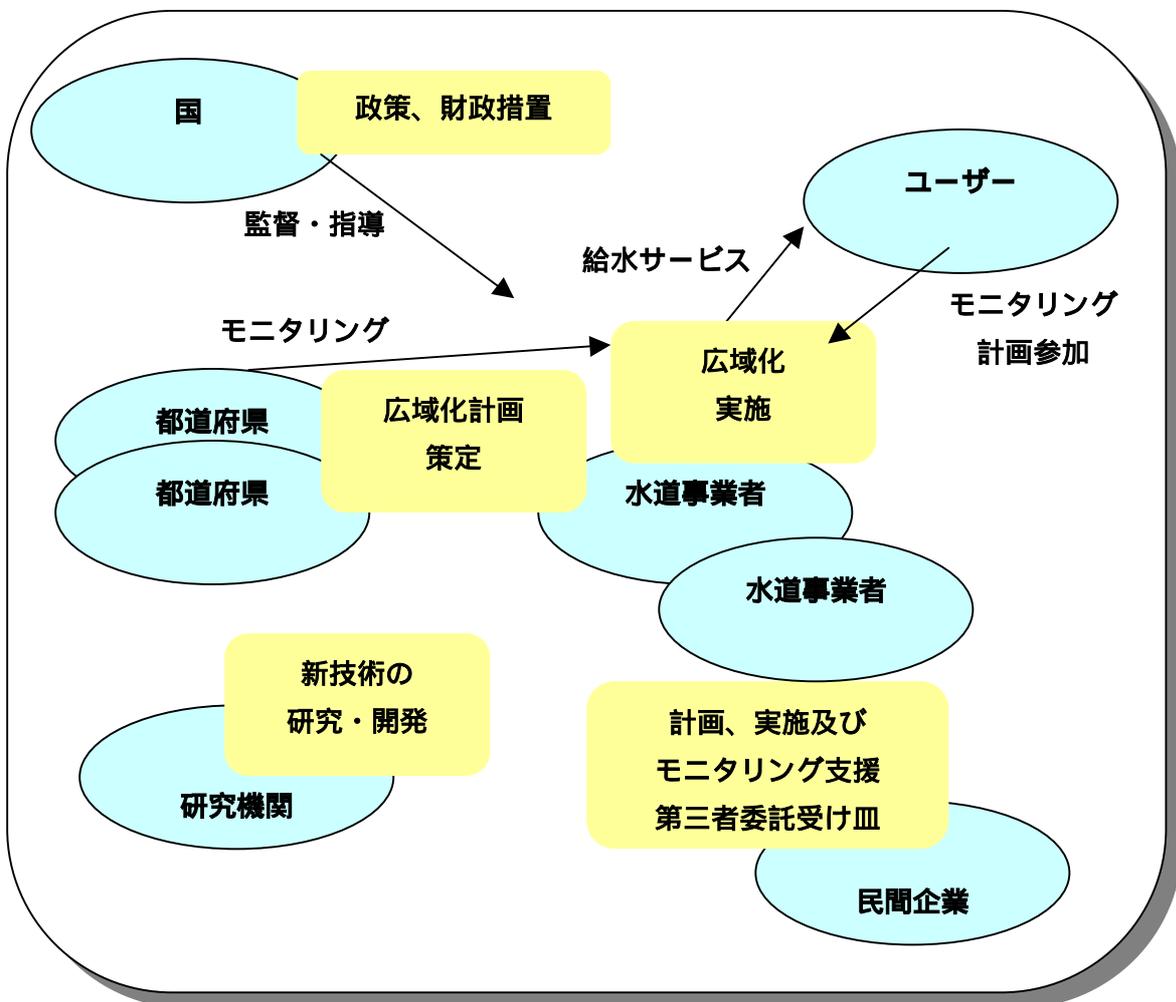
- ・計画区域については、都道府県境にしばられることなく、水源水質保全、良好な水循環の形成や同一流域における水利権の運用を考慮し、流域・水系を意識した区域とすること。
- ・水道の経営・運営については、第三者委託や民間的経営手法の導入、技術者の確保・継承について検討した財政基盤・技術基盤の強化策を講じること。
- ・水道施設の整備、特に更新においては、将来の水需要（需要の鈍化・減少傾向）を配慮し、老朽化施設を経済的で省エネルギーな施設形態となるような更新とし、地震等の災害や環境に配慮した整備とすること。
- ・水質管理の高度化が求められるなか、「水質管理計画」の運用による適切な管理方策を講じること。また、共同水質検査施設の共同運営の可能性検討も検討・実施すること。
- ・今後は、大幅な給水収益の増加が期待できない施設等の整備が必要であるが、広域化において水道料金の格差是正の方策を講じること。
- ・上記までの新たな方策の目標や広域化期待効果については、これらを定量的に計測できる P I を活用するなどして、明確な目標管理、モニタリングと定期的な見直しができる仕組みを構築すること。
- ・水道事業に関する情報公開は、ユーザーが施策をモニタリングする仕組みとして重要である。前記の P I 等を活用したユーザーにとって分かり易く公開するとともに、ユーザーの計画参画の契機とし、双方向のコミュニケーションが可能な仕組みを講じること。

### モニタリング、見直しについて

広域化の実施段階において、関係する主体がモニタリングを行うとともに、計画主体あるいは実施主体が定期的な見直しを実施することが理想的である。これらは特に計画主体あるいは実施主体において、“必要に応じて”ではなく“定期的”に実施するよう制度化する。また、第三者的に事業をモニタリング・コンサルティングする機能及びその資格（例：水道事業診断士）制度を確立する。

### 推進のための関係機関のパートナーシップ

広域化を確実なものとして推進していくためには、水道事業者、ユーザーをはじめとする関係機関がそれぞれの役割を担ったパートナーシップのもとで進めることが求められる。



## 2．給水サービスの多様化

「給水装置における水質改善（浄水）導管に抛らない飲用水の供給により、水道事業者の給水サービスを多様化」するための法改正ならびに規制緩和を施策として提言します。

### （背景・理由）

給水装置以下の水質を水道事業者の責務とするならば、給水装置も水道施設とし、水道事業者の責任と権限が及ぶようにしなければならない。

また、飲用水嗜好の多様化等に伴うペットボトルの普及は、有収水量の減少をきたすものであり、水道事業者による導管に抛らない飲用水の供給が求められようとしている。

### （方策）

給水装置も水道施設とし、水道事業者の責任と権限が及ぶこととし、あわせて、浄水器の設置・管理を水道事業者が行えるようにし、法、施行規則を改正する。水道料金には浄水器負担分の格差を許可することができるようにする。また、配水池以降での水質改善は、認可変更の要件にしないこととする。

水道法で規定している“導管”によらず、他の衛生的な措置を施した飲用水を、求めるユーザーに供することができるよう、法の“給水”の定義を拡大する。この際、給水区域や給水対象を超えた水供給となり、地域寡占事業の枠組みからはずれ競争原理が働くこととなる。また、浄水処理方法変更に伴う認可変更の要件にしないこととする。なお、給水区域等を超える水供給の場合は、水利許可条件との調整が必要となる。

以上

## 水道ビジョン策定にあたっての産業界の提言について

水道新時代を迎えて、産業界においても技術開発・製品供給・サービス・事業受託等の面から積極的な貢献をしていく所存であります。そこで、策定中の「水道ビジョン」には、下記の産業界の意見を反映して頂きますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 基本事項

- (1)国・地方・産業界の役割を明確にして頂きたい。
- (2)各施策には達成目標を具体的にできるだけ数値で示して頂きたい。
- (3)関連する現在進行中の計画・施策等を評価し、今後の方向性にも言及して頂きたい。

#### 2. 技術革新・技術開発の在り方

##### (1)新技術採択を容易にする環境の整備

事業認可の際、実績・実証主義にやや偏重し新技術が採用されにくい状況にあることから、事業認可の基準をより現実的な視点から見直し、併せて性能基準化の一層の促進を図って頂きたい。

#### 3. 施設整備の在り方について

##### (1)定期的機能診断制度とその実施を担保する制度の導入

水道施設における突発的な機能停止事故や環境への悪影響等を避け、水道システムの安全性・安定性・効率性を確保するため、また省エネ・省力化がもたらす経営上の視点から、定期的な機能診断制度を導入するとともに、その結果から必要となる補修や更新の実施を担保する制度の確立を図って頂きたい。

##### (2)補助金の弾力的運用制度の確立

施設更新等重点施策の課題に対し、重点的な運用のできる柔軟な補助金制度の実現を図って頂きたい。

#### 4. 水道の経営・運営形態に関する施策の在り方について

##### (1) “総合規制改革会議答申”(平成14年12月)に対する方針の明確化

同上答申では、かなり具体的な形で積極的な“民間経営”や“民間委託”について触れている。これらは“基本的に地方公共団体の判断に委ねられる問題”であると考えられるものの、関係者としてどのような心構えで臨めばいいのか不透明なところがある。したがって、国として“広域化等他の施策とを絡ませ促進する”のか、“何らかの前段の施策や準備作業を進める”のか、“中立的な立場で問題点等を洗い出し検討をしていく”のか、“専ら地方の問題として国は積極的には関与しない”のか等々何らかの方針を明確にして頂きたい。

##### (2) “責任を伴う形態の業務委託”の促進

民間への業務委託を行う場合は、民間の創意工夫を最大限に活用することが望ましく、そのために単なる技能技術だけの委託ではなく、“水道法第24条でいうところの民間委託できる最大限の責任範囲での業務委託”を促進して頂きたい。

#### 5. 調達方式の在り方について

##### (1)品質重視の調達方式の確立

価格競争に偏重する現行の調達方式は、水道施設の安全性・安定性に対し品質面からの不安を与え、問題なしとはしない。したがって、品質も重視する総合評価方式等の導入を図って頂きたい。

#### 6. 災害への対応について

##### (1)官民一体の復旧体制の構築

復旧体制の構築に際しては、震災事故時のネットワークとして、官民で構築した関係ホームページ(日水協・水道技術研究センター・水団連のホームページで公開している「災害・事故緊急窓口」)の活用を図って頂きたい。

また、災害時の効率的な復旧活動を担保するため、資機材規格の統一により融通性を高める等きめ細かな対応も図って頂きたい。

#### 7. 国際協調、国際協力

##### (1)官民一体の海外進出体制の確立

上下水道分野における海外進出は、単なる輸出というだけでなく、日本国内で培った技術面等の蓄積を、発展途上国における上下水道の発展のために役立てるといふ、国際協力的な面も含んでいるケースが多い。このためハード面を中心とした民とソフト面を中心とした官が一体となり、海外進出を図ることが必要であり、このための体制の確立を図って頂きたい。

## 8. 水道の広域化・統合に関する施策の在り方について

### (1) 実効性・実現性のある施策の確立

これまでの施策の達成状況を評価し、それを勘案しつつこれからの広域化・統合の基本方針や基本計画を作成し、強力なインセンティブや場合によっては強力な指導によりその実現を図って頂きたい。

## 9. 水政策の在り方

### (1) 水基本法の成立

関係省庁との連携により水総合政策を推進するため、“水基本法”の成立を図って頂きたい。

以上

## 水道ビジョン検討会での意見陳述

平成15年12月19日

財団法人 水道技術研究センター

### はじめに

わが国の近代水道は、給水を開始して以来100年余りで96%を超える高普及率を達成した。しかし、近年、日本の社会・経済情勢は、地球環境、規制緩和、地方分権、情報・流通のグローバル化の進展等と共に大きな転換期を迎えており、わが国の水道もまさにこの渦中にある。

近年のわが国の水道を取り巻く状況は、全国の多くの水道において浄水施設等水道施設の老朽化による更新時期を迎えている中で、水源水質汚染、新水質基準の施行、需要量減、環境影響低減化等の諸要素を勘案しつつ、21世紀にふさわしい水道の構築を目指さねばならない。また、数の上からは圧倒的多数を占める簡易水道等小規模水道は技術的・経営的な諸問題を抱えており、その適切な管理運営の方法は重要な課題である。

このような状況において、より一層の安全・安定性の向上と需要者のニーズとにこたえる水道施設更新や事業運営の効率化等を図るためには、新しい進んだ水道技術の開発・普及が肝要である。

### 1 研究・開発について

#### (1) 国主導の研究・開発の一層の強化

これまで、国の政策方針や全国の水道事業体に共通する課題等の解決に向けた研究開発が、厚生労働省の指導のもと厚生労働科学研究費補助金を核に大学・研究機関、水道事業体、参加企業等の協力により実施されて来ている。具体的には、水道用膜ろ過技術の開発研究（通称MAC21、高度処理MAC21）をはじめ水道技術の高度化に関する開発研究（通称ACT21）、高度浄水処理技術、また、水道施設の地震被害予測とその復旧支援対策、そして、現在、進められている環境影響低減化浄水技術開発研究（通称e-Water）等であり、これらの研究開発により、膜ろ過技術をはじめとして水道事業の発展に大きな成果をあげてきている。

今後とも地球環境問題をはじめ、わが国の水道界が解決しなければならない課題はますます多くなると考えられる。これらの課題解決のため、国の研究開発予算の拡充が重要である。

## (2) 水道事業体による研究・開発の強化

国内外から様々な面で、国際的に開かれ、自己責任に立った自由な経済活動を基調とする社会の形成が、また、公共事業についても、技術の進歩に応じて出来るだけ効率化を進めるなどにより経費の縮減が求められている。このような背景により、平成12年4月、水道施設基準が性能基準化され、自己責任のもとにその地域に適した効率的な水道施設の設計・建設が出来るようになった。今後、実績主義や前例踏襲主義の考え方にもとづく水道施設の更新のやり方から、その地域に最も適した効率的な水道施設はどのようなものであるかを水道事業体自らが考え、その建設をすることが求められる。民間企業が R/D の経費を必要経費として予算に計上するごとく水道事業体も R/D の経費を予算に計上する努力が必要である。

## (3) 産官学の共同研究方式の推進

前述のような我が国における産官学共同による水道技術の研究開発体制は、産官学それぞれが一定以上の高い能力を有しているから可能であった。他の国では珍しいやり方である。我が国のこのやり方が現在まで有効に機能してきたと思われる理由として、現実的には、大学・研究機関には知識と実験室はあるが実規模のフィールドがない、民間企業には資金と技術者はあるがやはり実規模のフィールドがない、そして、水道事業体は実規模のフィールドを持ち実務経験と課題を把握しているが、ルーチン業務に追われ資金や技術者に余裕がないという実態が通常であるが、三者の力を総合化すると、それぞれの長所が生かせ、人（人材）、もの（建物、施設）を固定せず、目的志向型のソフトな組織により実行できるため少ない固定経費で研究の成果をあげられるという点があげられる。今後も先進諸外国の例も参考にしつつ、さらに産官学共同による水道技術の研究開発推進を図るべき。

### < 参考 > 先進諸外国の研究・開発体制（別紙参照）

## (4) 研究・開発成果のスムーズな普及促進

コストをかけて研究開発された新技術が社会に普及するのに通常長い時間を必要とする。水道の分野に限ったことではないが、実績主義、前例踏襲の慣習がスムーズな普及の障害となっている。新技術のスムーズな普及は研究開発のより一層の発展に繋がる。そのためには、基本的な要素として、発注・契約方式の見直しなどが考えられるが、当面の効果的対応策として、“モデルまたはパイロット事業”の実施を提案したい。今後の水道事業にとって有効であると考えられる技術を採用した水道施設を先駆的に建設しようとする水道事業体に対し、国がそれを推奨し支援する。具体的には、このような施設の建設に対して特別の財政支援（国庫補助）をする制度の創設が望まれる。

また、わが国や海外で研究開発された新しい浄水処理・管路技術がスムーズに事業体の現場に普及促進していくためには、これら技術を公正に評価するシステムが必要であると

考える。

## 2 その他

### (1) 評価制度の導入

現在、新たに水道事業を開始する場合や水道事業および施設の重要な変更をする場合は、法律に基づき事業認可を受けなければならないが、認可後はほとんどチェックを受けていないのが実情である。このため、水道事業の適切な見直しが行われなため、老朽施設の更新がなかなか進まず、水源水質汚染の悪化や新規の水質基準、地震災害等に十分に対応出来なくなっている施設が多く見受けられる。

本来、水道事業は事業者の自己責任により経営されるものであるが、現状においては水道事業や施設を定期的に評価する評価システムがない。今後は、水道事業や施設の事前チェックも必要であるが、むしろ“事後評価”を重視してゆくことが重要である。このためには評価システム作成とそのシステムが普及するような制度が必要と考える。すなわち、事前チェック制度から事後評価制度へ変更する必要がある。

今後、期待されている官民のパートナーシップの一つである水道施設運転管理委託がよりスムーズに発展してゆくためには、水道事業体、民間企業それぞれが適切に評価されお互いに信頼出来るような評価システムが必要であると考えます。

#### 水道事業の評価制度

現在、わが国の水道事業は大都市の大規模水道事業体から簡易水道事業体まで含めてその数、約一万一千近くにのぼる。これら多くの水道事業体の事業内容は、経理・技術的にも非常に大きな差異があるがその実態は必ずしも十分明らかでない。

多くの水道事業体において施設の老朽化が進行しているにもかかわらず、施設更新がなかなか進まない現状にあり、これを改善するには施設の老朽度・機能劣化等に関する評価システムが必要である。現在、事業評価制度としてISO/TC224においてPI（パフォーマンス・インディケータ）とこれを用いた評価システムが検討されており、これが施行されればこれを用いて事業評価することも有効である。

なお、わが国の水道事業により適した事業評価をするためにはわが国により適した評価のためのPIの作成も必要であると考えます。たとえば、各水道事業体が事業・施設について自己診断して何をどの時期に実施しなければならないかを判断するため、全国共通の評価システムが構築されれば、自己診断や第三者による各水道事業の評価が実施され、需要者に情報公開されることにより、各水道事業に対する需要者の理解が進み、結果的に水道事業の信頼が増すことになると考える。

#### 維持管理会社の評価制度

水道事業のより一層の安全性と効率化の促進を目指して法律が改正された。水道施設の運転管理等が包括的に第三者に委託可能となり、今後、より一層官民のパートナーシップが重要になっていくと考えられる。

このような背景のもと、運転管理受託会社の信用度を高めることが重要である。このような方向を目指す一つの動きとして、技術者資格制度が近くスタートする運びとなっているほか、主要な関係企業をメンバーとする「水道O & M研究会」が先日スタートしたところであるが、今後、運転管理受託会社の評価のシステムや施設管理データの規格化などが必要と考える。

すなわち、官民のパートナーシップがより良く発展してゆくためには水道事業体、維持管理会社それぞれが相互に信頼し合い、協力して水道事業を実施して行くことが重要であり、この為には法律の要件である「経理的、技術的基礎を有する者」としての維持管理会社を公正に評価するためのシステム（評価項目と評価機関等）の検討が必要である。

## **(2) 国際的な水道ビジネスの視野**

現在、地球上に“衛生的な水に恵まれない人々”が12億人ほどおり、毎年200万人の人々が死亡していると報告されている。

わが国は過去に甚大な公害や震災被害を経験したが、研究開発された科学技術によりこれらの問題を解決してきた。そして、悪化する水源水質汚染に対しても幾多の浄水処理技術を研究開発し、今日、安全な飲料水を安定的に確保している。これら研究開発され実社会に役立っている水処理技術や管路技術を地球上の“衛生的な水に恵まれない人々”に役立て国際貢献することは誠に意義深いことである。また、このことはわが国の水道技術による国際貢献と同時にわが国水道界の総合力による海外でのビジネスチャンスに繋がると考える。

## **(3) 簡易水道等小規模水道の効率的合理的な管理運営方法の検討**

わが国の水道の現状は、簡易水道をはじめ中小の水道事業体が圧倒的に多く、これら事業体では維持管理に必要な水道技術者の確保に困難している。また、施設の維持管理や更新に必要な資金が十分に調達できず維持管理や事業運営に多くの課題を抱えている。この課題解決方策の一つとして運転・維持管理の広域的・効率的実施のシステム構築が検討されることが重要と考える。

以上

## 別紙

### <参考> 先進諸外国の研究・開発体制

- 1 A W W A R F : Awwa Research Foundation (アメリカ)  
会員の基金により運営される非営利団体。職員数40人以上。  
水道事業体等から一定の会費収入がありそれをもとに、研究に対して資金を提供、知識の普及、共同者の増進に努めている。  
これまでに、275億円以上の資金提供を行い、700以上の研究プロジェクトを完成させた。政府からの補助も含めて年間11億円以上の基金が提供されている。
  
- 2 W R c : Water Research Center (イギリス)  
上水・下水・環境産業へのコンサルティング業務を実施している民間会社。  
W R c グループでは300人以上の職員が従事している。国際的にも活動している。  
水道関係は、もともと水道事業体の基金で設立された W R A : Water Research Association が主体だが、水公社の設立に伴い、W P R B : Water Pollution Research Board や W P R L : Water Pollution Research Laboratory と統合されて W R c となり、1989年に民営化されて現在に至っている。また、ポートフォリオと呼ばれる2.8億円の共同研究のプログラムを実施している。
  
- 3 K i w a : (オランダ)  
検査、証明、調査研究、コンサルティング業務を行う民間会社。  
ベルギー、ドイツ、イタリア、イギリスにも支社がある。  
年間予算 約50億円、純利益 約2億円、職員数 372人  
調査研究の業務に K i w a Water Research があり、ここでは120名が従事していて、取水から配水まで及び飲料水、工業用水等の水質について研究している。また、上水道・下水道を含む水循環に関するプロジェクトを実施していて、水道会社との密接な協力で、オランダの水道課との共同研究を毎年8億円の予算で推進している。
  
- 4 D V G W : Deutsche Vereinigung des Gas-und Wasserfaches = German Technical and Scientific Association for Gas and Water (ドイツ)  
ガス及び水道の技術提供(特に自律的な基準)のための中立的な非営利団体。  
会員への新技術の知識の提供や検査等を実施。  
Karlsruhe にある Water Technology Center T Z W では Karlsruhe 工科大学とも提携して研究をしている。

## 水道ビジョン検討会に対する全水道意見(概要)

下記に示した 法的規定をすべき事項、 理念に関わる事項、 実施にあたっての枠組み整備が必要な事項について、水道ビジョンに反映していただくよう求めます。

### 1. 法的規定をすべきと考える事項

- 1) 水源保全に関する事業者の役割について、何らかの形で法に規定する必要がある。
- 2) 水道事業の経営主体を「市町村」と規定した法第6条については、広域化を進める観点、県レベルで運営されている事業体が存在している実態から都道府県まで広げる必要がある。
- 3) 水道分野における国際貢献に関し、何らかの法的規定が必要である。

### 2. 理念に関する事項

- 1) 法第1条で規定している「清浄にして豊富・低廉」の「目的規定」について、その意味する理念を国民全体に広く徹底する取り組みを進める必要がある。
- 2) 「水道事業サイド」から見た水質・水量、水利権問題などの施策が検討でき、水行政の統合を促す法体系の整備が必要である。当面は、別紙資料で配付した「理念法」としての「水基本法」の制定が必要である。
- 3) 水道分野における国際貢献については、相手国の水道事業が自立できる支援とするため、施設建設、運営・管理、資金調達などのトータルなノウハウが移転できる公・公協力（パブリック間の協力）を推進する必要がある。

### 3. 枠組みに関する事項

- 1) 通常災害における支援体制の整備・機能化、大規模災害における復旧支援費に対する公費負担のあり方、支援体制における国、都道府県、事業者の役割などを改めて整備する必要がある。
- 2) 水道事業における技術の維持・継承を可能とするため、必要人員の確保とともに、全国的な規模における技術研究・技術講習システムを整備をする必要がある。
- 3) 国際貢献に関わる理念（上記で述べた相手国が自立できる支援）を踏まえ、水道分野におけるトータルプラン支援が実施できる新たな枠組み（相手国の実態調査、企画・立案、派遣要員確保などでの事業団体、事業者との総合調整を可能とする機関）が必要である。
- 4) 国際貢献分野、技術の維持・継承分野において執行される財政が、「目的外支出」とされないための施策（法的見直し、新たな枠組みによる目的内とする対応など）が必要である。

以上、本検討会で検討のうえ、ビジョンにおいて一定の方向を示していただくことを求めます。

全日本水道労働組合

# 水道ビジョン検討会に対する全水道意見

－公営企業としてやるべきことは公営企業で－

全日本水道労働組合  
中央執行委員長 足立則安

## 1. 水道ビジョン検討会の性格と踏まえるべき点

水道の21世紀におけるランドデザインについては、1998年5月に設置された「水道基本問題検討会」において検討がなされ、翌年6月に出された同検討会「報告」で詳細に示されています。

厚生労働省は、水道基本問題検討会報告を踏まえ、具体的な施策に反映させるべく「水道部会」を設置して検討を重ね、地方分権を踏まえた許認可権限の地方移管の推進・事業者の自己責任強化と情報公開、貯水槽水道における管理強化、水道事業の広域的管理を進めるためのツールとしての「第三者委託制度」の制度化などをポイントとした水道法改正を行いました。

水道事業において今最も重要な課題は、水道水質の安全確保と事業の安定経営を確保することであると考えます。その意味では、限りある水の希少性を踏まえ、水源保全や健全な水循環系の構築を図ること、WHO等の国際的な動きを踏まえ、水道水質基準の強化を図ること、技術基盤・財政基盤強化のための水道事業の広域的管理を進めることなどが喫緊の課題であり、それらの課題に対する具体的な施策や誘導策を明確な形で打ち出すことが必要であったと考えています。

しかし、水道基本問題検討会報告を踏まえ、具体的な施策に反映させるべく実施した改正水道法は、上記のような内容の改正に止まり、ナショナルサービスである水道制度が将来に亘って機能を果たし得るものとするような抜本的な見直しまでに踏み込まず、しかも改正された内容の具体的適用はあくまでも地方公共団体、事業者の判断や自主性に委ねる形であったと考えています。

この結果、改正水道法が意図した「公営間などの信頼のおける第三者委託の進展－広域化の進展」という「期待した成果」は得られないまま、逆に、意図していなかった「必ずしも適正とは言えない委託」が進む結果となっていると考えます。

このような現状を踏まえ、改めて「人の飲用に適した水を将来に亘って供給し続けてゆくことを可能」とする水道制度の確立に向けて、「具体的な施策を検討する場」として水道ビジョン検討会が設置されたものであると認識しています。

したがって、「水道基本問題検討会報告」で示された内容や新たに求められている水道分野における「国際貢献」などの課題に対し、実効性のある具体的な施策としてまとめることこそが水道ビジョン検討会の基本的な立場であると考えます。

## 2. 具体的な意見について

1)「水源保全(水質と水量)」に関する事業者の役割の明確化、「清浄・豊富・低廉」と

**いう事業目的を理念に高め、水に関する法と行政組織の一本化を促す「水基本法」制定の方向をビジョンで明記することを求めます。**

**(理由)**

現行水道法では、第1条「この法律の目的」において、「清浄にして低廉・豊富な水の供給」という事業の目的を規定しています。2条では、1項、2項でそれぞれ国、地方公共団体、国民の「責務」に関することが規定されています。国及び地方公共団体の責務としては、「水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清掃保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関する施策を講じる」こと、国民の責務としては、「前項の国及び地方公共団体の施策に対する協力のほか、自らも水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清掃保持並びに水の適正かつ合理的な使用に努める」ことが規定されています。しかし、「水源保全」を明記した明確な定めは存在していません。

水道基本問題検討会報告では、水道を取り巻く環境の変化として、「少子高齢化といった人口の変化による水道使用の形態変化や化学製品の多用といった生活用式の変化による多用な水質問題を引き起こしている」、また、「近年は小雨化傾向が進み、水資源の利用を制約する要因となっており水資源はますます希少なものとなっている」との認識を示しています。また水道の使命の変化では、水道の普及が進んだ結果、「国民生活とは切り離すことができない存在となっている」との認識を示す一方、今日では、「公衆衛生の向上と生活基盤の改善という観点のみならず、国民生活や事業活動、都市機能を維持するための社会基盤施設として、社会経済全般にわたって多用かつ高度な機能が求められるもの」に使命が変化してきているとの認識を示しています。

このような認識に立ち、「循環資源である水を利用する水道事業は、水の循環系が健全に機能していることに依存して成立している事業である」とし、「できるだけ自然の水循環が保全されていることが水道にとっての必要条件」であると指摘しています。また、水道は水循環系の一構成要素であると同時に、水道のための取水は、水循環系を人為的にかく乱し、水道水を利用した後の下水道は、水循環の量と質に影響を及ぼす要素である」として、「水循環系における水道の位置づけを明確にすると共に、水循環に関わる多くの制度、関係者との協調と連携を図り、計画的、体系的に水源保全を図ることが必要」と結論づけています。

一方、現実の水道事業運営においては、水源林の取得と水源地域の水質保全対策を手がける事業者も増加してきています。しかし対外的には、事業法である水道法に「水源保全」に関わる規定が存在していないことから、水源林を「貯留池」として取り扱うといった「苦しい」運営が強いられています。また、今次の「水質基準改正」では、水質検査項目を省くことを可能にしましたが、近隣の市町村との連携による河川の水質動向の把握が前提的に必要とされています。しかし、現行水道法が取水口から先の河川等の水源に関する規定がない中、水質基準の改正で「近隣市町村との連携による河川の水質動向の把握」を義務づけても、この仕組みが現実に「機能」することは難しい現状にあると考えられます。また、水道法改正に際しては、「流域における健全な水循環の視点から、関係省庁との連携を強化し、水環境の保全・再生に資する総合的・一体的な施策を進めること」が付帯決議されています。

「水源保全ということではすでに他の省庁所管の法律に規定している」との意見もあると考えますが、水道事業が「水の循環系が健全に機能していることに依存して成立し

ている事業であること、できるだけ自然の水循環が保全されていることが必要条件」であるという事業の性格を踏まえた場合、「水源保全」という課題を他の施策に委ねることはできないと考えますし、国、地方公共団体、事業者、国民が共通して取り組むべき課題とすることが必要であると考えます。その点で、水道事業運営の側からの視点で「水源保全」問題を規定することが今求められていると考えます。

現行水道法では、「清浄にして豊富・低廉」な水の供給が水道事業の目的とされています。

この事業目的については、「水道基本問題検討会」の論議におきましても、「豊富という規定は見直すべき」との意見がだされましたが、法改正までには至らなかった経過にあります。

世界的に見ましても、「水の希少性」が指摘され、国内におきましても、事業者はこの間、「水は限られた資源」であること、「節水」に協力することを利用者に呼びかけてきました。

このような現状にあって、「豊富」は一般的に利用者に「むだな水使用をイメージさせる」メッセージと受け止められかねない意味合いをもっていると考えています。しかし、「清浄にして豊富・低廉」と規定したその意味は、時代の変遷や如何なる社会の構造変化があろうとも、人が生きて行く上では必要不可欠な水、国民生活の基盤である「安全な水」を必要量供給し続けて行くという「持続可能な理念」として示したものであると認識しています。その意味で、「清浄にして豊富・低廉」という水道事業の目的を水道法第1条で規定している意味、メッセージを利用者である国民・市民にこれまで以上に訴えて行くことが必要であると考えています。

改正水道法が施行されてまだ約2年しか経過しておらず、法改正まで視野に入れた検討を想定していないかもしれませんが、全水道としては以上の理由から、「水源保全」に関する規定を定めることと共に、「清浄にして豊富・低廉」を規定した真意、メッセージが伝わるような取り組みについて、国・地方公共団体・事業者が積極的に行う方向を示すことを求めます。

第3回世界水フォーラムなどでの論議を含め、今世界的に必要性が指摘されているのが「統合的な水管理」という考え方であり、日本においても、ここ約10年は「健全な水循環系の構築」の必要性が指摘され、この間、国においても水を所管する各省の連絡会議が設置されて対応がされてきた経過にあります。しかし、依然として「健全な水循環系の構築」に向けた実効性のある施策が実施されている状況にはないと考えています。

この要因は、連絡会議が設置されているとはいえ、やはり行政が縦割りとなっていることにあると考えられます。

このような状況を踏まえ、健全な水循環系の構築に向けた実効性ある施策の実施を可能とするためには、水に関する法とそれに基づく施策を実施する機関が一体でなければならないと考えます。

現行法体系を踏まえ、上記の目的を実現するためには、「水基本法」を制定して対応することが必要と考えますが、この法を制定するに当たっては、世界の水問題における考え方として顕著(国連における論議、第3回世界水フォーラム)になってきている「水は共通の財産、水は人権」といった水の価値とそれを担保する水事業の役割、国際貢献

の重要性、地方分権といった今日的なキーワードを内容に盛り込むことが必要であると考えています。

#### (具体的な考え方)

水道法では、総則と1条、2条で水道事業の目的や責務を規定しています。

「水源保全」を水道法上に規定するとした場合、目的規定、責務規定など様々な考え方があると考えられます。

水道法第1条は、取水から末端までの水道施設による事業目的として、「清浄にして豊富・低廉」を目的として規定したものであります。

第2条は、1項で国及び地方公共団体の責務、2項で国民の責務を規定しており、1項においては、「水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清掃保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関する必要な施策を講じること」を謳い、2項においては、1項で定めた国・地方公共団体の施策に対する国民の協力及び自らも水の適正かつ合理的な使用をすることについての責務を規定した者となっています。

以上のような水道法の枠組みを踏まえ、「水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清掃保持」を謳っている2条の規定について、「水源の箇所を水源保全」に変えることで、国、地方公共団体、事業者が協力して「水源保全」にあたることが担保され、「健全な水循環系の構築」にむけて行く明確なメッセージになると考えますし、自然な形であるとも考えます。

したがって、「水源保全」に関する規定化のための法改正を謳うこと、水道法第1条で規定している「清浄にして豊富・低廉」が持つ「理念」を広く国民・市民に理解されるような取り組みを国・地方公共団体、事業者が積極的に取り組む必要性を明記することを求めます。

また「水基本法」の制定については、「内容上の問題はこれからの論議」であることを踏まえ、健全な水循環系の構築を図るためには、水行政の統合を促す理念法が必要であることについて、水道ビジョンとして明示することを求めます。

## 2) 水道分野における「国際貢献」の必要性と関連法の整備、実施に当たっては、支援要請国の主体的な水道事業経営を可能とする支援を前提とした新たな枠組みの創設など、水道ビジョンに掲げることを求めます。

#### (理由)

昨年9月に「地球環境サミット」が開催され、今年の3月には日本で第3回世界水フォーラムが開催されました。

二度に亘る国際会議において、人口の増、河川・湖沼・地下水等の水質汚染が進行することにより、世界で約12億人に及ぶ人々が「安全な水にアクセスできない状況がある」と報告され、世界が、この12億人に及ぶ「安全な水」を得られない人々を減らすために努力することが求められています。

日本は、小資源の国で世界各国との相互支援関係が良好でなければ成り立たない国であります。

現在でも、国民生活の確保を図るために、化石資源をはじめ、木材や農産物等も輸入に頼っています。

日本が化石資源や森林資源、農産物を消費することによって、CO<sub>2</sub>の排出や森林の伐採が進み、地球の温暖化や輸出国の自然環境破壊をも進めることになっています。加えて、「森林資源や農産物育成のための水」についても、日本で消費していることにもなっています。

このような現状を踏まえた場合、「安全な水」が得られていない世界の人々を減らすための国際貢献については、日本が積極的に行う必要があると考えます。

#### (具体的な貢献の枠組み)

日本の水道に関する国際貢献は、国際協力事業を所管する外務省等の要請に基づき、水道事業を所管する厚生労働省を通じて日本水道協会や事業体に技術者の派遣等の具体的な要請がされて実施してきているものと理解しています。また具体的な協力事業としては、支援要請国の水道事情を事前調査し、トータルプランを用意して実施に移すというものではなく、支援要請国が直接求めるダムや導水路建設、浄水場や水道管敷設などをそれぞれ個別に実施しているものと理解しています。

このような協力では、支援要請国が自らの力で水道事業の運営・管理を行ってゆく上では十分とは言えず、「安全な水を得られない」12億人に及ぶ人々を着実に減らすことに繋がらないと考えられます。

第3回世界水フォーラムにおいては、インドのNGO代表者から「日本のODAで作られたダムや導水路が、水道事業をフランスの水企業に売却したと同時にフランス水企業の物になった」との報告がされていますし、「日本の国内ではこのような現実をどう受け止めているのか」といった問題指摘もされている状況にあります。

その意味では、国際貢献のあり方が問われていると考えます。

したがって、日本の水道界が水道分野での国際貢献を行う場合、支援要請国に信頼され感謝される形での協力が必要であり、支援要請国が将来、主体的に水道事業経営が可能となるような協力を前提にすべきと考えます。具体的には、水道施設整備、資金調達、施設の維持管理、事業運営や水源保全等のノウハウや技術が移転できるようなトータルなプランを立てた協力が必要であり、そのための新たな枠組み作りが必要と考えます。

#### (法整備の考え方)

水道事業者が国際貢献を行う上では2つの点で障害があります。

第1点目は、水道事業を規定している水道法上において、国際貢献に関する規定が存在しないこと、2点目は、利用者から徴収する料金収入を基本財源として運営する水道事業において、国際貢献等に財政支出を行うことが「水道財政の目的外使用」となる点であります。

このため、水道法の中のいずれかに「地球環境の保持、水道分野における国際貢献の必要性を謳うことが必要と考えます。特に、水道法が事業法であることを考えた場合、新たに条文を起こして規定するには「困難性」があると考え、水道法前文に「地球環境の保持及び水道分野の国際貢献」に関する内容を加筆する方法での法改正が現実的であると考えます。併せて、事業者が主体的に国際貢献（研修生の受け入れ等）を実施することに伴う財政執行を可能とするためには、地方公営企業法等における財政支出に関する「しほり」を緩める改正が必要と考えます。

以上の観点から、水道分野における国際貢献に関する水道法上の規定整備、国際貢献のあり方の明確化、国際貢献が可能な財政支出に関する規定の見直しを促すような内容

を水道ビジョンとして盛り込むことを求めます。

### 3) 水道法上の経営に関する規定を「市町村」から都道府県を含めたものに見直すことを求めます。

#### (理由)

1957年に制定された水道法では、地方自治法の制定を踏まえ、伝染病対策等の衛生保健行政の推進の観点から、第6条で水道事業は市町村経営を原則とすることを定めています。また例外規定として、水道法49条には「特別区の読み替え」規定を定め、「東京都の場合は市町村と読み替える」ことになっています。したがって法的には、東京都以外の道府県については水道事業経営が認められておりません。しかし、1960年代に起きた大変な「水不足」時代を踏まえて、「緊急避難的な措置」として用水供給事業が行われるようになりましたが、水源開発には極めて莫大な資金が必要なことから、関連する地方公共団体が協力して用水供給を行う企業団を立ち上げたり、県営の用水供給事業が生まれました。

水道法の制定を踏まえて市町村が水道普及に努めてきたこと、水源開発や用水供給事業が誕生したことなどから、水道普及は現在では約97%の普及率を誇る「国民皆水道」といえる状況になりました。

維持管理時代を迎えた現在の水道事業にとっては、水道水源の汚染に対応した施設整備や更新期を迎えた施設の適切な更新事業を進めること等が喫緊の課題となってきました。

市町村という技術的にも財政的にも基盤が弱い小規模な事業体が圧倒的に多いという日本の現行水道制度の下では、適切な施設整備や更新、日常的な維持管理のための技術継承が困難となり、「人の飲用に適した水を供給し続ける」という点では十分とは言えない現状にあります。加えて、水道に対する利用者のニーズも多岐に渡り、これらの利用者ニーズに適切に応えてゆく必要性も増しています。その意味では、「市町村経営を原則」とする現行水道制度が、社会や構造の変化に対応できなくなっている姿を示しており、現行制度を見直す必要がでてきていると考えます。

このことについては、「水道基本問題検討会報告」でも次のように指摘しています。

「水道事業の多くが市町村単位の小さな規模で実施されてきた結果、地形的な要因に加え、水道ごとの成り立ちや水源、需要構造等の違いを背景として、災害時の対応や供給する水の質等のサービス内容、料金などの面で格差が生じている。特に、小規模水道において財政面、技術面での立ち後れが見られ、こうした小規模な水道における適切な経営・維持管理も今後の課題」としています。また、同報告では、「需要者の視点」も大きなテーマとして取り上げ、「水あまりとなった今日においては、用水供給事業は役割を終え、供給者が水の質に責任を持つ末端給水までを手がけることが必要」と指摘しています。

水道事業の現状で見ても、法的には東京都以外の県が水道経営を行うことは適法とは言えない中、用水供給事業としては水道事業経営を行っている県は多く存在しており、神奈川県、千葉県においては末端給水までを手がけているのが実態であります。特に千葉県においては、新東京国際空港建設という国家的プロジェクトの存在があり、「市町村」での対応は到底不可能な状況にあったと考えられます。

このような実態を踏まえ、また、今求められている水道事業の「広域的管理」を進め

る上でも、「市町村経営」を原則とした現行水道制度については見直しが必要であると考えます。

#### (具体的な考え方)

水道法は第6条の2において、「水道事業は原則として市町村が経営するものとし」と規定しています。また、政令市における「特別区の読み替え」規定から、東京都だけが「市町村」と読み替えられていますが、この規定で「道府県」を読み替えることには無理があると考えられます。

このため、水道法第6条で「市町村」と規定している部分を「都道府県及び市町村」に変えることを求めます。

#### 4) 災害復旧における支援のあり方、枠組みについての整備・確立を求めます。

##### (理由)

日本は極めて地震が多い国でありながら、震災時における災害復旧については、災害復旧費の負担問題もあり、経営主体である事業体の自己責任となっています。しかし、このような現状では現実の災害復旧が遅れ、利用者の日常生活に支障となることから、近隣事業体間での相互支援協定や都市間での相互支援協定を結び、災害発生時の対応に備えているのが実態のようであります。特に、これらの事業体間協定の締結においては、日本水道協会の支部が役割担い、県レベルの相互支援体制が確保されているようであります。しかし、このような事業体間の相互支援体制が整備されている場合でも、災害復旧にかかる費用負担等が明確になっていない「不備」な相互支援協定も見受けられ、現実の災害に対応して行く段階で支障となるような現状も見受けられます。また、災害が発生した場合、支援を実施に移すととりまとめ役となっている日本水道協会支部窓口の事業体が最も大きな被害を受けた場合など、支援協定が機能しないといった事例もあり、必ずしも万全という訳ではないようであります。

日本における震災等の情報では、極めて近い将来に東海・東南海・南海地震が連続して起きること等の予測もされている状況がありますし、首都圏においては、関東大震災より80年余が過ぎて直下型の地震も心配される状況にあります。

このような現状を踏まえた場合、現行の事業体間、都市間協定に基づく復旧支援体制では極めて不十分な状況であると認識しています。

##### (具体的な考え方)

以上のような現状と水道事業が地方公共団体が直接経営する事業であることを踏まえて、現行の事業者間における自主的な相互支援協定による復旧支援体制を前提に置き、災害の規模等に応じ、全国的な規模での復旧支援、地域的な規模での復旧支援の枠組みを策定する必要があると考えます。その意味で、現行事業者間の支援体制についても、災害時に機能が果たせるよう見直すとともに、全国的なレベルでの支援体制、地域的なレベルでの支援体制を想定したマニュアルを策定し、併せて、その中における国、都道府県、事業体それぞれの役割を規定することが必要と考えます。

したがって、十分な災害復旧に関わる体制整備が不可欠であることを明記した上で、復旧支援の枠組み、マニュアルの策定や法整備が必要な場合等を含め、改めて、専門部会等を設置して検討する方向を水道ビジョンとして記載することを求めます。

#### 5) 水道技術の維持・継承の必要性とその枠組みを明確にすることを求めます。

##### (理由)

水道事業体においてはこの間、財政問題から新規採用等を抑制してきた結果、一定規模の事業体においても技術力が空洞化し、技術継承は困難となりつつあります。

こうした現状を踏まえ、大きな事業体に技術力が存在している今こそ、全国的な規模での技術的な研究・研修制度を確立し、事業体職員の技術力のアップに努める必要があると考えます。

日本水道協会がここ数年、水道管の敷設に関わる配管技術講習を実施し、最近では、浄水管理技術に関する講習も開始するなど、技術の維持・継承に関わる努力がされています。また一方、「土木管理技師」や「浄水管理技師」等の「国家資格制度」も検討されているようですが、現状では、全国の水道事業体において一定の技術水準が確保されるにはほど遠い状況にあると認識しています。

水道水源の汚染が深刻となる現状の下で、また、水道事業体が全国的にも施設の更新期を迎える状況の下で、技術水準の確保は水道事業の使命である「安全な水供給」を図る上での最も重要な要素であります。

今日の水道事業を取り巻く環境を踏まえ、水道技術の総合的な意味での維持・継承を図ることは、極めて大きな課題となっていると考えます。

#### (具体的な考え方)

今日、日本水道協会において水道サービスのISO化の検討が行われています。また、この間は技術講習会を開催して技術の維持・継承に努力がされてきました。

以上のような経過を踏まえ、水道事業においては技術水準の確保が重要な課題となっているとはいえ、新たに技術の維持・継承のための仕組みを作ることは非効率であることから、個々の事業体サイドの努力は是としながらも、全国的な意味での技術の維持・継承分野は日本水道協会等に集中することが合理的であり、政令市等の大きな事業体においては、このような取り組みに協力することが大切であると考えます。

以上のような枠組みを前提として、全国を数ブロックに分けて講習会を設置し、水道サービス全般のあり方、技術水準の全国レベルでの均一化を図るための研究や研修が実施できる体制の確保が必要であると考えます。

したがって、「水道技術の維持・継承の必要性」と「日本水道協会等を中心とした水道事業関係者による研究・研修体制の整備を図る必要性」を内容とした方向を水道ビジョンとして記載することを求めます。

以上

(資料)

## 全水道 水基本法(素案)の提案にあたって

- 持続可能な共生社会の水政策の指針として -

### 水は共有財産

わたしたち全水道は水循環系の一環にある水道事業・下水道事業のより健全な執行をもとめ、かねて水質・水量，自然生態系の保全を貫く総合的な水施策の実現と水行政の一元化・総合水法の立法化を求めてきました。

現在の水行政は，いわゆる省際的な施策の指向もみられるものの，厚生労働省，環境省，国土交通省，農林水産省，経済産業省等それぞれに縦割りに所管され，省ごと地域ごとに水資源は分割管理され，水質規制も細分化されています。

水質汚染・河川流量減少等の水環境の悪化，水資源利用および水資源開発をめぐるさまざまな対立や問題が山積みする中で，1990年代以降，水源二法，水質基準，河川法が成立，改正され，また環境基本法および環境基本計画では「自然生態系との共生」「健全な水循環系の構築」が水政策の重要課題としても提言されてきました。水に関わる諸施策 - 水道・下水道事業，公共水域の水質保全，水源開発，河川管理・治水，治山・森林の保全・整備等の水源保全対策，水質保全対策，地下水保全・利用，雨水・雑用水利用 - 等々の水事業はいずれも水循環に様々な影響を及ぼします。しかし，水が分割管理され水事業が分立している現状において，具体的施策の進展は遅々としたものです。「水の管理」全体を統括する「総合的な視点」「理念」が必ずしも明らかにならない中で，それぞれの施策が個別的な対処療法にとどまっているからだといえるでしょう。

こうした現状にわたしたちは，水問題の重要性のいっそうの喚起と水事業・行政の統合が求められているとして，これまでの政策提言の上に立って，以下の基本的視点や目的，法の性格を基調に水基本法の内容検討を行なってきました。

#### 1. 基本的視点

(1) 水は大気，陸地，海を循環するものであることから，水循環系の保全と回復のため，総合的・広域的な水行政と水管理が求められること。

(2) 水道事業，下水道事業の目的である「清浄にして豊富低廉な水の供給」「公共用水域の水質の保全」は海洋，大気，陸地をめぐる水循環が良好に保たれることで達成されるものであること。

(3) 「持続可能な共生社会」の形成において，健全な水循環の確立，水環境の保全・再生の事業は雇用創出をふくめもっとも重要な施策のひとつであること。

(4) 「持続可能な共生社会」の形成において，水事業は地域主権による市民の共同事業として推進されるべきである。水問題の重要性を喚起し，もって水環境を保全し再生するための総合的な水管理が求められること。

(5) 世界的な水量・水質，生態系の危機，安全で安定的な飲料水，生活水の確保が大問題となっている中で，世界の水問題解決にむけた日本の貢献が問われていること。

#### 2. 目的

これら基本的な視点のもと，水基本法の目的については以下の通りとしています。

##### (1) 水事業の総合的確立 水の総合管理を促進

水量・水質，生態系の保全と回復を貫き，水循環の健全化をはかるため，水事業を統合する水行政の広域的確立（水共同域における水の管理） 地域主権 住民参加を基調に，水法の一元化と水行政の一元化を促すものとします。

(2)人権としての「水への権利」の確立 水を基本的公共財たる「共有財産」として法定水が「基本的公共財」であり「共有財産」であることを水基本法の理念として宣言し，水問題の重要性を喚起することとします。

(3)地球規模の水環境の保全・再生及び生活用水と飲料水の確保，平和と安定に寄与する 水事業に対する基本姿勢を明らかにして，世界の水問題の解決にむけた日本の貢献を促すこととします。

### 3．性格

#### (1)理念法として

「水の統合管理」「水事業の一元化」「水法の統合」の実現においてもっとも大きな問題は，全体を統括する「総合的な視点」「理念」のあり方です。水基本法を「水の憲法」とし，法の基本理念とその目的，基本施策の枠組みなどを示すべきだと考えます。

水基本法は，国政と地方行政を貫いて水関連の行政と法制改正を促進する観点から，水の総合的管理についての指針を定める理念法とします。「土地基本法」のごとき宣言法，または「男女共同参画社会基本法」のような関係法制度の改革と具体化を推進する枠組み法とすべきと考えます。

#### (2)水事業統合への指針法として

水基本法は，水環境の保全・回復，健全な水循環の確立という理念の上にたち，将来的な水事業（水道事業，下水道事業，水資源開発事業，水源保全事業，河川事業をはじめとする水質・水量・生態系の開発・保全・回復事業）統合の指針を示すべきと考えます。

### 4．水基本法 水道・下水道の視点

#### (1)水循環の一環としての水道・下水道

水道事業は水循環系の一環にあり，水環境全体に包摂される事業です。

現行水道法は第1条では「清浄にして豊富低廉な水の供給」を目的として掲げ，水道法2条の通り「国民の日常生活に直結し，その健康を守るために欠くことができない」としており，水道は代替できないライフラインであり，「かつ，水が貴重な資源」であることが明記されています。近年，水源林を含む森林，河川自然流，地下水，伏流水，湖沼水などの環境の破壊が顕在化しつつあり，これまでの経済社会生活によって引き起こされた汚染物質による人体や生態系への影響は，わたしたちが現に把握する範囲を越えることも憂慮されています。いわゆる環境ホルモン・内分泌攪乱物質の問題はその一典型でしょう。いま水道原水において“より自然に近い水をとりもどす”こと，また「森林，水，土，生物などは相互に密接な関連を有しているが，このような自然のメカニズムを尊重した形で，人間の経済社会活動を行っていくこと」は，切実な課題となっています。

水質の危機は利用可能な水すなわち水量の危機でもあります。公共事業たる河川開発やダムなどの水源開発による水量確保は，これまでも環境保護や住民参加・合意のあり方をはじめとする諸問題に直面し，公共事業のありようそのものが問われているところです。水道法第5条1項では，水道はまず取水において「できるだけ良質の原水を必要量取り入れる」ものでなければなりません，将来の幾世代にわたって「清浄にして豊富低廉な水の供給」を担保するためには，水質・水量の両面から対応が必要とされています。

また下水道は、現行下水道法第1条で「都市の健全な発達及び公衆衛生の向上」「公共用水域の水質の保全」を目的としていますが、近年の公共用水域の水質改善の動向は停滞し、流域下水道など大規模システムによる水環境への影響、都市中小河川の下水道化などの問題も顕在化しています。下水道は水循環の重要な一環です。“自浄作用や生態系への関わりといった、水のもつさまざまな特性を十分に生かしえる水環境を作り出す施策”が求められているのです。「公共用水域の水質の保全」のという下水道の責務は、水環境における水質、水量、生態系の保全を事業に位置づけることにおいて、果たしうるでしょう。

## (2)住民の共同事業としての水道・下水道

現下の水環境の悪化のもとで、住民の水道水への不安と水環境保全への要求は暫時高まりつつあります。しかし水環境の悪化と相俟って、水道・下水道事業財政の逼迫や事業計画の誤謬が水道・下水道事業経営の不安定化要因ともなり、将来にわたる「清浄にして豊富低廉な水の供給」「公共用水域の水質の保全」を妨げています。

これまで水道・下水道は地方公営企業などとして事業が行われてきました。地方公営企業に求められる理念をあえて一言でいえば、地域社会の構成員である住民の共同所有としての企業ということにもなるでしょう。地域社会の構成員たる住民の共同意思決定と共同負担によって、住民への水供給という仕事が水道事業体に委ねられるものです。地方公営企業の「公」たる所以であり、事業運営・計画は住民の参加によって担われ検証されるものでなければなりません。

しかし現状では、過大な需要予測による建設・施設が、独立採算のもと企業会計を圧迫し、近年は「景気対策」に動員されることで累積赤字の増大もみられます。過大・不必要な河川開発、ダム開発として行われた結果、水環境を一層悪化させたとされる事例もあります。また不必要な水源開発は将来に用意されるべき水資源を無為にすることでもあるでしょう。事業のあり方の見直しが厳しく問われているところです。

水環境を保全・再生し、将来の幾世代にわたって「清浄にして豊富低廉な水の供給」「公共用水域の水質の保全」維持することは、「持続可能な共生社会」の有り様の根幹をなすものです。「持続可能な共生社会」の実現にむけて、いま水道・下水道事業に何より問われていることは、事業を「公」としてあらためて確立し、より活性化することにあると考えます。

それは水道事業体と住民が水道事業をどう考えていくのか、各々の地域で水道事業や水環境のあり方のランドデザインをどのように構想するのかということです。水循環系の一環にある水道事業・下水道事業をどのように位置づけ、水という共有財産をどのようにあつかうのか、住民の共同所有や共同意思決定の仕組みをどのように求めていくのか、という問題です。水環境を保全・再生し、水道・下水道事業をあらためて「公」として確立する施策に、住民参加の有りようも問われています。

わたしたちは、水基本法を“持続可能な共生社会の水政策の指針”として、“水は共有財産であり、地域を水共同域として水環境の広域的な管理を確立する”理念のもとに制定することが、いま喫緊の課題であると考えます。

**水基本法（素案）は未定稿であり、基本的施策や住民参画のあり方をはじめ、法案内容の豊富化にむけて、幅広い議論に付されることを期待します。**

以上

# 水道ビジョンへの意見

全日本自治団体労働組合（自治労）  
公営企業評議会

## 1. 公費投入の拡充

### 施設更新事業への国庫補助の新設

「水道は生活に不可欠なライフラインとしての公共性」があり、更新は直接料金収入に結びつかない事業であることから、事業者が更新事業を行うインセンティブを与えることが重要と考えます。料金値上げの抑制にも寄与することが重要です。

### 繰上げ償還における保証金制度の改善

### 借換債適用要件の緩和

事業の財政の中で支払利息の負担が大きいため、金利負担を軽減することが重要と考えます。長期的には、起債を抑制し水道料金に適切な事業報酬を組み込み、内部留保した自己資金を活用することが有効と考えます。  
株式発行は、短期的には無利子の資金が集められますが、長期的には株式配当が必要となり水道料金の値上げにつながる懸念されます。

## 2. 水道料金の算定について

### 日本水道協会「水道料金算定要領」（1997年8月）に統一

各事業者によって会計処理の解釈に違いがあるため、料金比較の正確性・透明性を確保することが重要と考えます。  
各事業の監査結果から会計処理方法について指摘を受けることが多いことから、企業会計基準のいっそうの明確化を行うことが必要と考えます。

### 3 . 行政部局との連携

#### **事業管理者をすべての事業で設置**

厚生労働省の立ち入り検査結果から都道府県認可の事業体の実態が推測されるため、技術管理者の責務とあわせ、企業経営責任を明確にすることが重要です。

### 4 . 事業者間のパートナーシップの確立

#### **流域および水源を意識した事業者協議会の設置**

#### **流域および水源を意識した水質共同検査体制の確立**

広域的なサービスの均一化と効率化をはかるため、事業者間における制度の違いを克服することが重要です。材料、工事方法、申請書類等の統一化により効率化をはかることも有効と考えます。

改正水質基準への対応を共同で行うことによる信頼性・正確性・安全性・効率性・公開性が確保できることが重要と考えます。将来的には、水量の融通・水源水質への関与、経営統合などを見据えた戦略の一步としての位置付けが可能であることが望まれます。

### 5 . PFI・外部委託等民間事業者との連携

#### **受託事業者の効率化努力と適正利潤の客観的評価方法の確立**

事業を長期に民間事業者に委ねる場合、費用節減、サービスの継続性かつ向上の立場から国内法、契約上の争議を防止するため、効率化目標の設定、効率化努力に対する適正利潤の設定、契約上明確な客観的評価方法がペナルティも含め必要です。

## 6 . 事業者としての責務

**経営・施設整備更新・効率化計画等を策定する義務化を行う**

**料金水準等とあわせ住民にわかりやすく情報公開する**

自治分権、国の関与の縮小の中では事業者のみならず自治体経営原則化の下では当然の責務と考えます。

国が衛生行政の一環として今後も全国一律の規制を行うのであれば必要な資金の提供と助言を行うことが重要です。

各計画の策定にあたっては、労働組合と協議することが必要です。

### 参考資料

「長期的視点から見た設備投資と経営のあり方」関西水道研究会（2002年3月）

「広域化・公共料金問題対策会議中間報告」自治労公営企業評議会

各事業体会計監査・包括外部監査結果報告書（インターネット参照）